

●香川県告示第267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和47年4月21日指道第90号（昭和47年香川県告示第283号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成26年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成26年6月19日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市柞原町字下久保962番4及び962番9
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 35.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。